南相馬市条例第 号

南相馬市幼稚園条例の一部を改正する条例(案)

南相馬市幼稚園条例(平成18年南相馬市条例第186号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分(以下「改正部分」という。)があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名 称	位置	名 称	位置
【略】	【略】	【略】	【略】
南相馬市立八沢幼稚	南相馬市鹿島区南屋	南相馬市立八沢幼稚	南相馬市鹿島区南屋
園	形字北原32番地	園	形字北原32番地
南相馬市立高平幼稚	南相馬市原町区下北	南相馬市立上真野幼	南相馬市鹿島区山下
園	高平字古舘278番	稚園	字中ノ内273番地
	地		1
南相馬市立大甕幼稚	南相馬市原町区大甕	南相馬市立高平幼稚	南相馬市原町区下北
園	字十日迫26番地	園	高平字古舘278番
			地
		南相馬市立大甕幼稚	南相馬市原町区大甕
		園	字十日迫26番地
		南相馬市立太田幼稚	南相馬市原町区益田
		園	字塩釜61番地
		南相馬市立石神第一	南相馬市原町区北長
		幼稚園	野字北原田288番
			地
		南相馬市立石神第二	南相馬市原町区大木
		幼稚園	戸字西原1番地

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。